第3章 課題の解決目標

第1節 計画の基本理念

私たちは地域の一員として、地域の様々な人たちと協力して生活を送っています。地域には高齢者、障がい者、子どもなど支援が必要な人や、サービス事業者、各種団体、NPO やボランティアの活動をしている人、今活動をしていなくても福祉に興味を持つ人など様々な人がいます。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができ、誰もがいきいきと生活できる鳴門市にするためには、支え合い、学び合い、協働する仕組みを作ることが求められています。市及び市社会福祉協議会は、本計画の基本理念を『みんなが考え、安心してしあわせに暮らすことが出来る地域共生社会の実現』とし、地域と行政と社協が協働してみんなが主役の新たな地域福祉社会づくりを推進していくことを目的とするものです。

「鳴門市地域福祉計画の基本理念」 みんなが考え、 安心してしあわせに暮らすことが出来る

地域共生社会の実現

第2節 計画の基本目標

1 3つの基本目標

地域座談会等より抽出した課題は、大きく分類すると以下のとおりです。 これらの複合的な地域課題の解決を推進するために本計画において3つの基 本目標を定めました。

<地域座談会から抽出された地域課題>



<基本目標>

- (1) 地域の課題を共に考え、互いに助け合う関係づくり
- (2) 必要とする福祉サービスを利用しやすい体制づくり
- (3) 安心・安全に地域で生活できる環境づくり この3つの目標においてめざすべき施策の方向性を展開していきます。

基本目標(1):地域の課題を共に考え、互いに助け合う関係づくり

誰もが地域で安心して暮らしていくためには、住民一人ひとりが地域福祉を理解することが重要であり、地域の誰もが互いに「支える」、「支えられる」関係であることを認識し、地域福祉の一端を担っているという意識が必要です。地域での支え合いは住民間でつながり、住民同士が出会い、互いにコミュニケーションが豊かになることで強固なものとなります。こうしたことから市民意識の醸成を図るとともに立場や世代を超えた人と地域がつながり、地域の課題に対して「支え合う関係」の人と地域づくりをめざします。

基本目標(2):必要とする福祉サービスを利用しやすい体制づくり

すべての地域住民が個人として尊重され、権利が守られるとともに、福祉サービスが必要となったときに必要なサービスを選択でき、適切に利用できることが必要です。また、地域住民が生活のなかで困った時には必要な福祉サービスについて、情報が適宜入手しやすくすること、また気軽に相談できる窓口の充実が必要です。福祉サービスに関する情報提供を推進するとともに、福祉ニーズに応じた相談や支援を受け、自らの意思と判断のもと、住み慣れた地域で安心して日常生活をおくることが出来るような体制づくりをめざします。

基本目標(3):安心・安全に地域で生活できる環境づくり

少子高齢化や家族構成の変化の進展、また個人のライフスタイルや価値観の 多様化などにより地域社会は大きく変わっています。それにより、孤独死や虐 待、引きこもり、ニートといった、公的な福祉サービスの対象となりづらい制 度の狭間や複合的な問題、また災害時の避難に関するものから健康面での不安 や悩みなど多岐にわたった問題があります。 誰もが地域で安心して安全に暮らしていくためには、支援が必要な人が地域のなかで孤立することなく地域全体で寄り添い、支援を行うことが大切です。よって、市(行政)はもとより、住民、地域活動者、事業者など多様な主体が連携して支援を要する人を早期に発見すると共に、個々の実情を踏まえた支援を行うことをめざします。

2 『地域福祉活動計画』における地区の行動目標について

地域座談会等で出された意見を中心に、全地区共通の地域課題をはじめ、 各地区で傾向の違いがみられた地域課題についてその課題を解決するために、 地域福祉活動計画を策定します。策定にあたっては、地域でどんなこと(重 点課題)に取り組むか、またいつまでに解決するか、より具体的な地区の現 状に沿った目標設定などといったことに留意し、地域住民が地域のために関 係団体(市社会福祉協議会等)と共に取り組む行動目標の計画として策定し ます。

★地域福祉計画と地域福祉活動計画との関係★

地域福祉計画が行政計画として市全体の理念としての方向性を示し、地域福祉活動計画は住民活動の実施計画として、地域福祉の推進を目指すものであり、両計画は「対」をなす計画といえます。

3 計画の施策体系について

3つの基本目標の実現をめざすべき施策として5つの施策を位置づけ、各施策における取り組みを進めていく中で、それぞれ関係主体が担うべき役割を認識し、協働とパートナーシップに基づく取り組みを進めます。

施策1 地域の福祉活動活性化に向けた仕組みづくりの促進

施策2 地域づくりに向けた市民意識の醸成

施策3 福祉サービスの適切な利用の促進

施策4 支援を必要とする人を支えるネットワークづくりの促進

施策5 地域での自立した生活の支援

<計画の施策体系図>

基本理念

みんなが考え、安心してしあわせに暮らすことが出来る地域共生社会の実現

基本目標

- (1)地域の課題を共に 考え、互いに助け合う 関係づくり
- (2)必要とする福祉サービスを利用しやすい体制づくり
- (3) 安心・安全に地域 で生活できる環境づ くり

施策の展開

施策1

地域の福祉活動活性 化に向けた仕組みづく りの促進

施策3

福祉サービスの適切な 利用の促進

施策5

地域での自立した生活 の支援

施策2

地域づくりに向けた市民意識の醸成

施策4

支援を必要とする人を支える地域ネットワー クづくりの促進

重点施策

社会的孤立者・生活困窮者への支援等

地域共生社会の実現 に向けて 等 災害時要援護者(避難 行動要支援者)対策 等

第3節 課題からみちびきだされるそれぞれの解決役割

計画の基本目標を達成するために施策を展開し、行政はもとより、市民や地域(地区社会福祉協議会)、また市社会福祉協議会がこれまで以上に連携を強めながら取り組みを進めていきます。

地域福祉の推進主体について、公助、自助・互助、共助の考え方を基に、

- 〇公的サービスや制度の提供主体である、市(行政)···公助
- 〇個人や家族、地域の活動主体となる、**住民・地域(地区社会福祉協議会)** ・・・自助・互助
- 〇市と地域との調整の主体となる、**市社協(市社会福祉協議会)・・・共助** として、概ね想定されるそれぞれの主体の役割や期待される取り組みを基本 目標、施策ごとに整理しました。

くそれぞれが中心となって取り組んでいくこと>

基本目標(1)

地域の課題を共に考え、互いに助け合う関係づくりに向けて

施策1地域の福祉活動活性化に向けた仕組みづくりの促進

- 〇市が中心となって取り組むこと
 - ・NPOやボランティアなど市民活動活性化
 - ・民生委員・児童委員の活動しやすい環境づくり
 - ・市民活動の取り組み支援
 - 地域活動団体のつながりづくり
- 〇住民・地域が中心となって取り組むこと
 - ・日ごろから地域での挨拶や声掛け、顔の見える関係づくり
 - 自治会活動や地域活動に立場や世代を超えての参加
 - ・SNS等を活用しての地域活動の情報発信
- 〇市社協が中心となって取り組むこと
 - ・市民活動の役割を分担し、みんなで活動に取り組めるよう支援
 - ・定年退職者や転入者などの地域参加への取り組み推進
 - ・コミュニティ活動をPRして加入促進を図る

施策2地域づくりに向けた市民意識の醸成

- 〇市が中心となって取り組むこと
 - ・地域住民の地域コミュニティの拠点の確保
 - ・地域福祉計画の普及・啓発
 - ・地域、福祉施設、社会福祉協議会等と連携して幅広い世代に福祉教育を 行う
- 〇住民・地域が中心となって取り組むこと
 - ・地域の人と日常的な関わりをもち、コミュニケーションを図る
 - 子どもに学校行事や地域のイベントへの参加を促す
 - ・近隣の変化に気を配り、必要な場合は連絡、通報を行う
 - ボランティア活動に参加する
- 〇市社協が中心となって取り組むこと
 - ・地域活動の支援者の研修会、交流会を開催してスキルアップを図る
 - ・幅広い世代が参加できるような地域行事の活性化
 - ・地域の保育所(園)、認定こども園、幼稚園や学校などとタイアップした 地域福祉活動を行う
 - ・地域住民・企業・学校等が行うボランティア体験に協力する

基本目標(2)

必要とする福祉サービスを利用しやすい体制づくりに向けて

施策3福祉サービスの適切な利用の促進

- 〇市が中心となって取り組むこと
 - ・地域共生社会の実現にむけた取り組みの模索
- 〇住民・地域が中心となって取り組むこと
 - ・福祉に関する行政サービスの情報収集
 - 困りごとを気軽に相談できる場づくり
- 〇市社協が中心となって取り組むこと
 - ・各分野の公的制度等の狭間や複合的な課題への対応
 - ・総合相談体制の充実
 - ・地域のニュースを情報発信し、常にみんなに知ってもらい、関心をもってもらうこと

基本目標(3)

安心・安全に地域で生活できる環境づくりに向けて

施策4支援を必要とする人を支えるネットワークづくりの促進

〇市が中心となって取り組むこと

- ・保健、医療、介護、福祉などの連携による包括的な地域ケア体制の構築
- ・地域の防災力向上のための支援
- 災害時要援護者支援

〇住民・地域が中心となって取り組むこと

- 一人ひとりが隣近所に声かけ、気づきに努めること
- ・支援が必要な人の情報把握に努めること
- 日ごろから避難場所や危険な場所を確認しておくこと
- 高齢者や障がいのある人などが居る家庭を把握しておくこと
- ・地域の防災マップを作成しておくこと

〇市社協が中心となって取り組むこと

- ・地域と社協、地域と地域のつながりを密にして、見守りを行うこと
- ・高齢者、障がい者、子ども等各分野の事業所間の連携と情報交換を行う こと
- ・住民、高齢者施設、障害者施設、保育所などと協力しながら防災訓練を 行うこと

施策 5 地域での自立した生活の支援

〇市が中心となって取り組むこと

- 生活困窮者への支援
- 権利擁護の推進

〇住民・地域が中心となって取り組むこと

- ・孤立防止対策の推進
- ・軽易な生活課題への対応
- 困ったときはあきらめず、抱え込まず、自ら声を上げること

〇市社協が中心となって取り組むこと

- ・身近なふれあいの場を増やし、助け合いの気持ちを根付かせること
- 助けを求めることへの抵抗感を少なくする環境づくり